

上田市地域防災計画【震災対策編】

新旧対照表

令和6年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
4	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>3 長野県</p> <p>県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、<u>地震災害から</u>、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て<u>地震</u>防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する<u>地震</u>防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 上田市</p> <table border="1" data-bbox="293 612 1055 1082"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 612 443 644">機関の名称</th> <th data-bbox="443 612 1055 644">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 644 443 1082">上田市</td> <td data-bbox="443 644 1055 1082"> (1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良<u>等整備</u>に関すること (3) <u>被災施設</u>の応急措置<u>及び復旧</u>に関すること (4) 市域の<u>地震情報等</u>に関する情報の伝達、<u>地震災害の情報</u>収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) <u>地震</u>災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) <u>地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報</u>に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること <u>(9) その他地震防災に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	上田市	(1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良 <u>等整備</u> に関すること (3) <u>被災施設</u> の応急措置 <u>及び復旧</u> に関すること (4) 市域の <u>地震情報等</u> に関する情報の伝達、 <u>地震災害の情報</u> 収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) <u>地震</u> 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) <u>地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報</u> に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること <u>(9) その他地震防災に関すること</u>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>3 長野県</p> <p>県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を<u>災害から</u>保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 上田市</p> <table border="1" data-bbox="1102 612 1863 1082"> <thead> <tr> <th data-bbox="1102 612 1252 644">機関の名称</th> <th data-bbox="1252 612 1863 644">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1102 644 1252 1082">上田市</td> <td data-bbox="1252 644 1863 1082"> (1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良<u>及び復旧</u>に関すること (3) <u>水防その他</u>の応急措置に関すること (4) 市域の<u>災害</u>に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) <u>その他市の所掌事務についての防災対策</u>に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること <u>(新設)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	上田市	(1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良 <u>及び復旧</u> に関すること (3) <u>水防その他</u> の応急措置に関すること (4) 市域の <u>災害</u> に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) <u>その他市の所掌事務についての防災対策</u> に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること <u>(新設)</u>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
上田市	(1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良 <u>等整備</u> に関すること (3) <u>被災施設</u> の応急措置 <u>及び復旧</u> に関すること (4) 市域の <u>地震情報等</u> に関する情報の伝達、 <u>地震災害の情報</u> 収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) <u>地震</u> 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) <u>地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報</u> に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること <u>(9) その他地震防災に関すること</u>										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
上田市	(1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良 <u>及び復旧</u> に関すること (3) <u>水防その他</u> の応急措置に関すること (4) 市域の <u>災害</u> に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) <u>その他市の所掌事務についての防災対策</u> に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること <u>(新設)</u>										

頁	新	旧	修正理由・備考																				
6	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 177 488 209">機関の名称</th> <th data-bbox="488 177 1059 209">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 209 488 1023">関東農政局 (長野支局)</td> <td data-bbox="488 209 1059 1023"> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 地震災害時における食料の供給等に関すること</u> <u>(2) 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること</u> <u>(3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u> <u>(4) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1023 488 1182">中部森林管理局</td> <td data-bbox="488 1023 1059 1182"> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地震防災上</u>の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) <u>地震にともなう</u>林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) <u>地震</u>災害応急対策用材の供給に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="282 1182 1059 1214" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1214 488 1374">東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)</td> <td data-bbox="488 1214 1059 1374"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること <u>(削除)</u> <u>(2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東農政局 (長野支局)	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 地震災害時における食料の供給等に関すること</u> <u>(2) 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること</u> <u>(3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u> <u>(4) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること</u> 	中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地震防災上</u>の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) <u>地震にともなう</u>林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) <u>地震</u>災害応急対策用材の供給に関すること 	(中略)		東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること <u>(削除)</u> <u>(2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u> 	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1088 177 1294 209">機関の名称</th> <th data-bbox="1294 177 1872 209">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1088 209 1294 1023">関東農政局 (長野支局)</td> <td data-bbox="1294 209 1872 1023"> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 災害予防対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</u> <u>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</u> <u>(2) 応急対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u> <u>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u> <u>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</u> <u>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u> <u>オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること</u> <u>カ 災害時における主要食糧の供給に関すること</u> <u>(1) 復旧対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</u> <u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1023 1294 1182">中部森林管理局</td> <td data-bbox="1294 1023 1872 1182"> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>国土保全に直接資する</u>治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1088 1182 1872 1214" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1214 1294 1374">東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)</td> <td data-bbox="1294 1214 1872 1374"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること <u>(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</u> <u>(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	関東農政局 (長野支局)	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 災害予防対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</u> <u>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</u> <u>(2) 応急対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u> <u>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u> <u>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</u> <u>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u> <u>オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること</u> <u>カ 災害時における主要食糧の供給に関すること</u> <u>(1) 復旧対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</u> <u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</u> 	中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>国土保全に直接資する</u>治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること 	(中略)		東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること <u>(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</u> <u>(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u> 	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																						
関東農政局 (長野支局)	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 地震災害時における食料の供給等に関すること</u> <u>(2) 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること</u> <u>(3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること</u> <u>(4) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること</u> 																						
中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>地震防災上</u>の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) <u>地震にともなう</u>林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) <u>地震</u>災害応急対策用材の供給に関すること 																						
(中略)																							
東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること <u>(削除)</u> <u>(2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u> 																						
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																						
関東農政局 (長野支局)	<ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 災害予防対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</u> <u>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</u> <u>(2) 応急対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</u> <u>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</u> <u>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</u> <u>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</u> <u>オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること</u> <u>カ 災害時における主要食糧の供給に関すること</u> <u>(1) 復旧対策</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</u> <u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</u> 																						
中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>国土保全に直接資する</u>治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること 																						
(中略)																							
東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること <u>(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</u> <u>(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</u> 																						

頁	新		旧		修正理由・備考
7	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	県の地域防災計画に合わせて修正
	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) <u>地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報</u> に関する事 (2) <u>地震</u> 防災知識の普及に関する事 (3) <u>地震</u> 災害防止のための統計調査に関する事 <u>(削除)</u>	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) <u>気象警報等の発表及び伝達</u> に関する事 (2) 防災知識の普及に関する事 (3) 災害防止のための統計調査に関する事 (4) <u>地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報</u> に関する事	
	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器</u> の貸出に関する事	信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関する事 (2) 非常通信に関する事 (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事 (4) 通信機器 <u>及び</u> 移動電源車の貸出に関する事	
	長野労働局	(1) <u>工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練</u> に関する事 (2) <u>被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施</u> に関する事	長野労働局	(1) 事業場における <u>産業災害の防止</u> に関する事 (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立</u> に関する事	

頁	新		旧		修正理由・備考
7 (続き)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	県の地域防災計画に合わせて修正
	関東地方整備局 北陸地方整備局 <u>中部地方整備局</u>	<p>(1) 災害予防</p> <p><u>ア 所管施設の耐震性の確保</u></p> <p><u>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u></p> <p><u>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</u></p> <p><u>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</u></p> <p><u>オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>(2) 応急・復旧</p> <p><u>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</u></p> <p><u>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</u></p> <p><u>ウ 所管施設の緊急点検の実施</u></p> <p><u>エ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</u></p> <p><u>(3) 警戒宣言時</u></p> <p><u>ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達</u></p> <p><u>イ 地震災害警戒体制の整備</u></p> <p><u>ウ 人員・資機材等の配備・手配</u></p> <p><u>エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力</u></p> <p><u>オ 道路利用者に対する情報の提供</u></p>	関東地方整備局 北陸地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p><u>ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u></p> <p><u>イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</u></p> <p>(2) 応急・復旧</p> <p><u>ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</u></p> <p><u>イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施</u></p> <p><u>ウ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</u></p> <p><u>エ 所管施設の緊急点検の実施</u></p> <p><u>オ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	
	中部地方環境事務所	(略)	中部地方環境事務所	(略)	
関東地方測量部	(略)	関東地方測量部	(略)		

頁	新	旧	修正理由・備考
18	<p>第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 1 地震に強いまちづくり (略) (4) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 ア 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 (略) <u>オ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり 第3 計画の内容 1 地震に強いまちづくり (略) (4) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱や地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 ア 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
26	<p>第5節 救助・救急・医療計画 第1 基本方針 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。 また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1カ所以上の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、<u>災害発生、交通規制の状況</u>等について、関係機関が把握できるよう<u>情報共有</u>、連絡体制の整備を行う。</p>	<p>第5節 救助・救急・医療計画 第1 基本方針 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。 また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害医療センター及び二次医療圏に1カ所の地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
32 から 38	第7節 要配慮者支援計画 → <u>風水害対策編 参照</u>	第7節 要配慮者支援計画 <u>(全文)</u>	県の地域防災計画に合わせて修正
40	第9節 障害物の処理計画 第3 計画の内容 2 緊急輸送 <u>道路</u> とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。	第9節 障害物の処理計画 第3 計画の内容 2 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正
41	第10節 避難 <u>収容</u> 活動計画 第2 主な取組み 2 <u>指定緊急避難場所及び</u> 避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 <u>(削除)</u> (1) 県及び市は、 <u>土砂災害警戒区域</u> 等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。 (2) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。 <u>(削除)</u> (4) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア (略) イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本 <u>産業</u> 規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。	第10節 避難 <u>収容</u> 活動計画 第2 主な取組み 2 <u>安全な</u> 避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 <u>市及び県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u> (1) 県及び市は、 <u>土砂災害危険箇所</u> 等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。 (2) <u>県及び市は、</u> 予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の <u>自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の</u> 情報を提供するものとする。 <u>(3) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合は、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u> (4) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ア (略) イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本 <u>工業</u> 規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。	県の地域防災計画に合わせて修正 (1)との重複による削除 県の地域防災計画に合わせて修正

頁	新	旧	修正理由・備考
4 2	<p>(5) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ア 避難<u>指示</u>の<u>具体的な</u>発令基準及び伝達方法</p> <p><u>イ</u> <u>高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法</u> (避難<u>指示</u>、<u>高齢者等避難</u>については、第3章第12節を参照)</p> <p><u>ウ</u> 指定緊急避難場所<u>及び指定避難所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者</p> <p><u>エ</u> 指定緊急避難場所<u>及び指定避難所</u>への経路及び誘導方法</p> <p><u>オ</u> 指定緊急避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (中略)</p> <p><u>カ</u> 指定避難所の管理に関する事項 (ア) 避難の<u>受入</u>中の秩序保持 (中略)</p> <p><u>キ</u> 広域避難地等の整備に関する事項 (ア) <u>受入</u>施設 (中略)</p> <p><u>ク</u> 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (略)</p>	<p>(5) 避難計画の作成</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。</p> <p>ア 避難<u>情報</u>の発令<u>を行う</u>基準及び伝達方法 (<u>新規</u>) (避難<u>情報</u>については、第3章第12節を参照)</p> <p><u>イ</u> 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者</p> <p><u>ウ</u> 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法</p> <p><u>エ</u> 指定緊急避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (中略)</p> <p><u>オ</u> 指定避難所の管理に関する事項 (ア) 避難<u>収容</u>中の秩序保持 (中略)</p> <p><u>カ</u> 広域避難地等の整備に関する事項 (ア) <u>収容</u>施設 (中略)</p> <p><u>キ</u> 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (略)</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
4 5	<p>3 避難所の確保</p> <p>(3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>3 避難所の確保</p> <p>(3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
4 6	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 7	<p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設用地については、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
7 2	<p>第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。</p>	<p>第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
7 4	<p>第3 3節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、<u>食料・飲料水の備蓄など</u>住民が<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、<u>自らの安全を守るような行動をとることができる</u>ことが重要である。</p> <p>(中略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><u>ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u></p> <p><u>ウ 地震及び津波に関する一般的な知識</u></p> <p><u>エ 警報等や、避難指示等の意味や内容</u></p> <p><u>オ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>カ 地震発生時の地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、余震の状況等)及び津波に関する知識</u></p>	<p>第3 3節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が<u>常日ごろ</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、<u>自らの安全を守るような行動をとることができる</u>ことが重要である。</p> <p>(中略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ア 地震及び津波に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>イ 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)及び津波に関する知識</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
74 (続き)	<p><u>キ</u> 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</p> <p><u>ク</u> 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</p> <p><u>ケ</u> 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</p> <p><u>コ</u> 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</p> <p><u>サ</u> 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p><u>シ</u> (略)</p> <p><u>ス</u> 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>セ</u> (略)</p> <p><u>ソ</u> (略)</p> <p><u>タ</u> (略)</p> <p><u>チ</u> 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p><u>ツ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p><u>テ</u> 避難生活に関する知識</p> <p><u>ト</u> 平素住民が実施しうる、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p><u>ナ</u> 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>ウ</u> 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> 地震が発生した場合の出火防止、救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p>(新規)</p> <p><u>ケ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(新規)</p> <p><u>コ</u> 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容</p> <p><u>サ</u> 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
75	<p><u>ニ</u> 東海地震、南海トラフ地震に関する知識</p> <p><u>ヌ</u> 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p><u>ネ</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p><u>ノ</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</p> <p><u>ハ</u> 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識</p> <p><u>ヒ</u> 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する知識</p>	<p><u>シ</u> 東海地震、東南海・南海地震に関する知識</p> <p><u>ス</u> 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p><u>セ</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。</p> <p>(新規)</p> <p><u>ソ</u> 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p><u>タ</u> 各地域における避難場所及び避難路に関する知識</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																										
84	第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 1 緊急地震速報の伝達 (1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実 緊急地震速報の伝達を受けた市、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。 <u>(削除)</u> (2) 実施計画 伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。	第1節 災害情報の収集・連絡活動 第2 活動の内容 1 緊急地震速報の伝達 (1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実 緊急地震速報の伝達を受けた市、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。 <u>伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。</u> (2) 実施計画 伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。	(2)実施計画と重複した文書のため削除																																										
85	3 被害状況等の調査と調査責任機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難・避難指示等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>上田<u>保健福祉事務所</u></td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	高齢者等避難・避難指示等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設管理者	上田 <u>保健福祉事務所</u>	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合	(略)			3 被害状況等の調査と調査責任機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難・<u>避難指示・緊急安全確保</u>等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>施設管理者</td> <td>上田<u>地域振興局</u></td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>市</td> <td>上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	高齢者等避難・ <u>避難指示・緊急安全確保</u> 等避難状況	市	上田地域振興局	社会福祉施設被害	施設管理者	上田 <u>地域振興局</u>	農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合	(略)			県の地域防災計画に合わせて修正
調査事項	調査機関	協力機関																																											
概況速報	市	県関係現地機関																																											
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																											
高齢者等避難・避難指示等避難状況	市	上田地域振興局																																											
社会福祉施設被害	施設管理者	上田 <u>保健福祉事務所</u>																																											
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合																																											
(略)																																													
調査事項	調査機関	協力機関																																											
概況速報	市	県関係現地機関																																											
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																																											
高齢者等避難・ <u>避難指示・緊急安全確保</u> 等避難状況	市	上田地域振興局																																											
社会福祉施設被害	施設管理者	上田 <u>地域振興局</u>																																											
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・水産試験場・信州うえだ農業協同組合																																											
(略)																																													

頁	新	旧	修正理由・備考
87	<p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 予め定められた「<u>市地域防災計画</u>」等における情報収集連絡体制をとり、第2の3において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>県</u>庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害はa～cに定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p>a 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上又は<u>長周期地震動階級3以上</u>の揺れが<u>予想</u>された<u>場合</u>に、震度4以上又は<u>長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、<u>揺れ</u>により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</p> <p><u>なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市への通知、市から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</u></p> <p>b 緊急地震速報（予報）</p> <p>最大震度3以上又はマグニチュード<u>3.5以上</u>もしくは<u>長周期地震動階級1以上</u>等と<u>予想</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p>	<p>5 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 予め定められた情報収集連絡体制をとり、第2の3において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の5に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>市</u>庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。</p> <p>この場合の対象となる災害はa～cに定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p>a 緊急地震速報（警報）</p> <p>最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の<u>揺れ</u>が予想される地域に対し<u>地震動</u>により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>b 緊急地震速報（予報）</p> <p>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と<u>推定</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
88	<p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</p> <p><u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報。</u></p> <p><u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分程度で1回発表)。</u></p>	<p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>(ク) 長周期地震動に関する観測情報</p> <p><u>震度3以上を観測した場合に発表する情報。</u></p> <p><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
91	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

頁	新		旧		修正理由・備考
91 (続き)	(略)	(略)	(略)	(略)	県の地域防災計画に合わせて修正
	<p>① 地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>② 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>	<p>○南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</p> <p>○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</p>	<p>① 地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>② 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>	<p>○南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)</p> <p>○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</p>	
	<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>○「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</p>	<p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	<p>○「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</p>	
<p><u>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p><u>③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<p><u>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>		

頁	新	旧	修正理由・備考
101	<p>第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p>	<p>第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
103	<p>第11節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</p>	<p>第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難情報を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																
104	<p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第 60 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第 29 条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、<u>受入</u></td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味 (イ)「避難指示」 <u>「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に</u>発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a 避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	水防管理者	水防法第 29 条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般	指定避難所の開設、 <u>受入</u>	市長			<p>(2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第 60 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第 29 条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条</td> <td><u>洪水及び地すべり</u>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> <td><u>洪水及び地すべり</u>災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、<u>収容</u></td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味 (イ)「避難指示」 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに</u>発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等 (ア) 市長の行う措置 a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	水防管理者	水防法第 29 条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般	自衛官	自衛隊法第 94 条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般	指定避難所の開設、 <u>収容</u>	市長			<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水																																																
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般																																																
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般																																																
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般																																																
指定避難所の開設、 <u>受入</u>	市長																																																		
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																																
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水																																																
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般																																																
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般																																																
	自衛官	自衛隊法第 94 条	<u>洪水及び地すべり</u> 災害全般																																																
指定避難所の開設、 <u>収容</u>	市長																																																		

頁	新	旧	修正理由・備考
107	<p>カ 住民への周知</p> <p>(オ) 市及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(カ) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p>	<p>カ 住民への周知</p> <p>(オ) 市及び県は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p>(カ) 避難情報をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>
108	<p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>災害時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>キ 要配慮者の状況把握</p> <p>市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生児童委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>ク 市有施設における避難活動</p> <p>災害時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障がい者等要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 避難情報が発令された場合、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
109	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難情報を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【前記1(2)アの実施機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 誘導の優先順位</p> <p>高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。</p> <p>(イ) 誘導の方法</p> <p>a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 (中略)</p> <p>f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p> <p>g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。</p> <p><u>h</u> (略)</p> <p><u>i</u> (略)</p> <p><u>j</u> (略)</p> <p>(中略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は<u>受入れ</u>を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p>	<p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難<u>情報</u>を<u>発令した</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要<u>配慮者</u>の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【前記1(2)アの実施機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 誘導の優先順位</p> <p>高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者<u>等</u>を優先する。</p> <p>(イ) 誘導の方法</p> <p>a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 (中略)</p> <p>f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>g</u> (略)</p> <p><u>h</u> (略)</p> <p><u>i</u> (略)</p> <p>(中略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市は<u>収容</u>を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
111	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>し尿及びごみ処理の状況</u>など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、<u>自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p>	<p>県の地域防災計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
115	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画</p> <p><u>ア 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は半壊以上の（中略）努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市自らの調査では（中略）把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。</u> なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p><u>オ 市及び県は、被災者の（中略）がなされるものとする。</u></p> <p><u>カ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</u></p> <p><u>ク 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>ケ 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>8 被災者等への的確な情報伝達 (2) 実施計画 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア 市は半壊以上の（中略）努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市自らの調査では（中略）把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 市及び県は、被災者の（中略）がなされるものとする。</u></p> <p><u>オ 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県の地域防災計画に合わせて修正</p>